

府 共 第 154 号
子 発 0228 第 5 号
平成 31 年 2 月 28 日

各都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）と児童相談所等は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）、同法に基づく基本的な方針（平成 25 年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）において、適切に連携協力することが定められている。今般の千葉県野田市において発生した児童虐待事案への対応を受け、DV 対策協議会、要保護児童対策地域協議会等を活用するなどして、子どもの安全確保に資する対応を最優先しつつ、児童虐待と DV の特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、その他の関係機関も含む相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底されたい。

子どもがいる家庭において、配偶者等からの暴力が行われている状況は、子どもへの心理的虐待に該当し、子どもへの虐待の制止が困難となる場合がある。支援センターの機能を有する婦人相談所においては、一時保護を勧奨し、被害者と子どもを同時に保護することが望ましい。その際、子どもへの心理的ケアや、子どもが年長男児であるとか母親の養育が困難な状況にある等で母子を一緒に一時保護することができない場合の対応などについて児童相談所と密接に連携を図りながら、適切な支援を確保されたい。

また、支援センターや福祉事務所等に配置されている婦人相談員等が、相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保護の必要性を説明したうえで、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局に通告されたい。

なお、支援センター及び婦人相談員は、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもに関する情報の共有に努めるなど、児童相談所や市区町村児童虐待担当部局と連携して子どもの安全確保を最優先して対応することとされたい。

都道府県知事におかれては、支援センター等の関係機関及び管内市区町村に対して、周知徹底をお願いする。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。